

酒々井町農業委員会 5月総会会議録

平成28年5月20日（金）

役場分庁舎2階第1多目的室

午後3時30分から午後4時58分まで

局長 定刻となりましたので、始めさせて頂きたいと思います。会議に先立ちまして、親睦会から連絡事項がございましたらお願いします。

<石井親睦会長から熊本地震義援金について報告>

局長 それでは、総会に移りたいと思いますが、会長は都合により欠席のため、職務代理者の飯田委員にお願いしたいと思います。

職務代理者 お忙しい中、皆様ご苦労様です。今、親睦会から地震の義援金について話がありましたが、九州で直下した益城町について、富里の方で聞いた話をさせていただきたいと思います。益城町は日本一のスイカの産地で、200町歩程生産がありますが、地震で家が潰れた頃、ちょうど出荷の時期だったため、農協職員が総がかりで出荷したそうです。ですから来年は作れるか分からない状況と聞いています。家が潰れ、家族も亡くなり葬式代も出せないような状態ですので皆さんの義援金が役立てば良いと思います。それでは、ただいまから平成28年5月の農業委員会総会を開会いたします。

職務代理者 なお、本日の総会は、議案3件、専決処理報告2件、その他1件ですので、よろしくをお願いします。

局長 議事の進行につきましては、通常、会議規則により会長にお願いしておりますが、会長不在ということですので、同規則第7条第2項の規定により職務代理者にお願いいたします。

議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、14名中、13名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、4番秋山貴委員、6番齊藤孝壹委員を指名します。また、書記に事務局の高橋主任主事を任命します。

議長 それでは、第1号議案 農用地利用集積計画についてを議題とし、初めに整理番号1について、事務局より説明願います。

局長 第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号1について、説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。貸付者は、酒々井在住者、借受者も、同じく酒々井在住者です。設定場所は、印旛沼新田の農地7筆で、地目は田、面積は合計で19,969㎡、利用計画は田です。賃借料は、200,000円で、10a当たり約10,015円です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。備考ですが、今回は、平成27年6月1日から1年間設定されておりますが、終期が来ることから再度設定しようとするもので、設定期間は4か月ということです。位置につきましては、2ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員さんで何かありましたら、補足説明をお願いします。

石井委員 4か月という設定は今年限りで返すためです。面積が広く、苗を作るにしても早く決めないといけない関係上、事務局と相談して短期間の設定となっております。借受者からは相談は受けていますが、貸付者からは相談を受けていないので、はっきりとしたことは分かりませんが、期間満了後は印西市の方に頼んであるとのこと。

議長 他にありませんか。特にないようですので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議長 特にないようですので、これから採決を行います。それでは、第1号議案 農用地利用集積計画の整理番号1について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局長 挙手全員です。

議長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号1につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議長 続きまして、第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号2について、事務局より説明願います。

局長 第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号2について、説明さ

させていただきます。資料の3ページをご覧ください。貸付者は、馬橋在住者、借受者も、同じく馬橋に住所を有する法人です。設定場所は、馬橋の農地3筆及び墨の農地2筆で、地目は田、面積は合計で6,861㎡、利用計画は田です。賃借料は、119,793円で10a当たり約17,459円、設定期間は、10年の新規です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。位置につきましては、4ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員は内田委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

内田委員 この場所は大変深い場所で、借り受けする会社は酒米を作るといことです。貸付者は数十年他の方に貸していましたが、耕作はしていませんでした。この会社には1名、水田専門の職員もいます。

議 長 地区担当委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようですので、これから採決を行います。それでは、第1号議案農用地利用集積計画の整理番号2について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号2につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 次に、第2号議案 農地法第3条許可申請についてを議題とし、事務局の説明をお願いします。

局 長 第2号議案 農地法第3条許可申請について説明させていただきます。資料の5ページをご覧ください。譲受人は、富里市在住者、譲渡人は、伊籾新田在住者です。申請地は、今倉新田の農地で、地目は畑、面積は344㎡です。申請理由ですが、営農規模を拡大したいとのこと。作付作目は、落花生で、権利の種類等は、売買による所有権移転とのこと。譲受人は酒々井町内で田4,091㎡、畑、8,482㎡を適正に耕作しているほか、富

里市在住ということで、富里市農業委員会から農業経営状況証明書が発行されており、畑、36,504㎡を適正に耕作されていることを確認しております。位置につきましては、6ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員は宮田委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

宮田委員 こちらの場所を見て来ましたが、最初進入路が無く大丈夫かなと思いましたが、地続きの森林になっているところも同時に譲受人が購入しているということなので、問題ないと思います。

議 長 地区担当委員の補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 なお、今回の農地法3条申請は、申請人が町外者ということで、申請代理人を呼んでおりますので、入室させてください。

<申請代理人 入室>

議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。申請代理人の方ですか。

申請代理人 はい。譲受人からの依頼で代理出席致します〇〇〇〇と申します。

議 長 今、提出されました農地法3条の許可申請について、審議しているところですが、申請に至った経緯や営農計画等について説明願います。なお、申請書は提出されてはいますが、確認の意味も兼ねてお願いします。後ほど委員から質問があった場合には、回答をお願いします。それではよろしくをお願いします。

申請代理人 委任を受けた経緯ですが、本人は今〇〇〇〇の家庭用浄化槽を海外で拡げるとい事業を計画しております、今日は〇〇〇〇に行ってしまう出席できないとのことで委任を頂きました。

議 長 申請に至った経緯や営農計画について、申請書は提出されていますがもう一度説明をお願いします。

申請代理人 譲受人は法人化を目指して農地を取得しており、現在15,000坪位農地を所有しております。今回も面積は小さいですが、機会があれば買いたいということで申請しています。

議長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

石井委員 本人は〇〇〇〇に行っているということですが、誰が農業をやっているのですか。

申請代理人 休みの日に本人がやっています。

石井委員 休みの日にできる規模ではないと思います。4町歩程あるので、通常、休みの日に違うことをして平日に農業をやらないとやっていけないと思いますが、従業員は何人かいらっしゃるのですか。

申請代理人 会社としては、太陽光設置事業を行っており、10名の従業員がいます。

石井委員 太陽光と農業は話が別だと思います。太陽光の方が農業をやるわけではなく、今は農地の話をしています。農業をやっている方は本人以外にいらっしゃいますか。

申請代理人 今までは従業員を使っていたようです。

石井委員 それでは、専従者はいないということですね。

申請代理人 以前は本人以外に1人いたのですが、今は本人だけです。

石井委員 本人だけといっても海外に行っているのでは仕様が無いと思います。

申請代理人 今回は打ち合わせのため、たまたま出席できないということです。

小坂委員 今回の申請以外の質問でもよろしいですか。以前上岩橋で許可のあった場所にブルーベリーなどを植えて、隣接地との間を社員がトラクターでうなっていると思いますが、隣接している土地の境に3、40cm程草が残されています。私は隣が空いている場合は、境界も綺麗にしてくださいとお願いしたのですが、やって頂いていないので譲受人に伝えて頂きたいと思います。

- 申請代理人 その土地は〇〇さんですか。
- 小坂委員 そうです。隣接地に迷惑が掛からないように仕事をしていただければと思います。
- 申請代理人 先行きはお願いできれば周りの農地も取得したいとのことでした。
- 小坂委員 あちらこちらで譲受人が農地を取得しているみたいですので、隣接地に迷惑を掛けないように管理して下さいと伝えてください。
- 申請代理人 はい、伝えます。
- 議 長 他にありませんか。他にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

<申請代理人退室>

- 議 長 それでは、第2号議案 農地法第3条許可申請について、採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。
- 局 長 挙手10名です。
- 議 長 採決の結果、挙手多数でございますので、農地法第3条許可申請につきましては、許可することに決定します。
- 議 長 次に、第3号議案 農地法第5条許可申請についてを議題とし、事務局の説明をお願いします。
- 局 長 第3号議案 農地法第5条許可申請について説明させていただきます。資料の8ページをご覧ください。申請地は、墨の畑895㎡で、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。譲受人は、町内に住所を有する法人、譲渡人は、香取市在住者外1名の共有です。転用目的は、車両置場で、解体用大型トラック(縦17.0m×横7.0m)11台を置こうとするものです。権利の内容は、所有権移転です。全体の資金所要額は、3,560,000円で、自己資金により賄う計画となっています。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、昭和の時代から荒れ地状態で地目変更ができると認識を誤り、事前着工しているため、今後このようなことがないように十分に注意する旨の始

末書が提出されています。他法令の関係は、該当ありません。計画面積の妥当性については、必要最小限の面積であり問題ありません。隣接農地への被害防除対策については、事業地周囲を網目で中が見える鉄板壁で仕切り、一切の影響を及ぼさないようにします。排水については、雨水のみになり、碎石を敷いて自然浸透させます。位置図、公図、事業計画書、土地利用計画図につきましては、9 ページ以降を参照していただきたいと思います。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員は、木我委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

木我委員 譲受人は私の家のそばで、私も畑という認識でなく山だと思っていたので、工事をやっているところが見えましたが問題ないと考えてしまい、申し訳ありませんでした。以前太陽光発電施設で許可のあった場所にあるトラックをこちらに動かすとのことでした。本人には商売が忙しいらしく会えませんが、奥さんにトラックが多いので移動させて下さいと伝えました。

議 長 地区担当委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

鈴木委員 先月の総会で私が言った場所だと思いますが、既にそちらから申請地の方に移動させているのですか。

木我委員 山林だと思い、申し訳ありませんでした。

鈴木委員 昔からその畑は作っていないから山林と間違えやすいですね。

議 長 他に質問はありますか。

岩井主幹 今の鈴木委員の質問ですが、4月時点で太陽光の許可があった場所に車が置いてありましたが、今回の申請にあたって既に車は片してあることを確認しております。

議 長 他にありませんか。なお、何か疑問点等がございましたら、申請代理人を呼んでおりますので、その際に質問等をお願いします。

議 長 それではこれから現地確認を行います。なお、現地確認後10分間の休憩をとりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

<現地確認>

議 長 それでは休憩をときまして、会議を再開いたします。先ほど現地を確認しました農地法第5条許可申請について、申請人及び申請代理人を呼んでおりますので入室させて下さい。

<申請人、申請代理人 入室>

議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。申請人と申請代理人の方ですか。

申請代理人 はい。

議 長 今、提出されました農地法5条の許可申請について、現地確認を行い、審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明願います。なお、申請書は提出されてはいますが、確認の意味も兼ねて願います。後ほど委員から質問があった場合には、回答をお願いします。それではよろしく願います。

申請代理人 代理人の〇〇と申します。経緯について申し上げますと、行っている事業は、主に中古車をオークションで落として修理した後輸出しています。トラック等で部品が必要でトラック自体を使わない場合は、工場をもっていますので、部品をとり、部品もまた輸出するという内容です。トラックは、年間100台位、普通車で30台位仕入れます。今現在ストックされているのは500台位です。去年農地転用の許可を頂き、車の展示場を開いています。そのように売ったり輸出したりしています。従業員も15名程ということで事業を進めています。現在、中古車を仕入れるのは良いのですが、置くところが問題で困っており、広く購入しておりますが、出ていかないことには溜まる一方なので、さらに車両置場を広げたいということで今回の申請に至りました。この場所で大体なんとか出来る位になってきましたが、隣の空き地になっているところも手に入れたいと思っています。

議 長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

鈴木委員 周りはどのように囲みますか。

申請代理人 フェンスは鉄板を覆っていきますが、鉄板の中が見えませんが5mに1枚位は網で隙間が見える鉄板で囲いたいと思います。

鈴木委員 それは県の指導も同じですか。これから千葉県は厳しくなりますので、ヤードのようではなく、全体を網で囲った方が良いと思います。

申請代理人 全体ではなく、真ん中あたりが1 m 5 0 c mの高さのところだけに、5 0 c m位網になっているなどという囲い方もあると思います。

鈴木委員 ヤードにならないように全体に網を張った方が良いのではないですか。子供達が入らないようにすれば良いのだから、ヤードみたいに高くする必要はないのではないですか。

申請代理人 製品を守るとともに、危険なので人の出入りを防ぐという意味合いがあります。

申請人 商品を見てから盗む泥棒が多く、バッテリーなどを切って持っていくこともありますので、なるべく商品は見えない方が良いでしょう。

鈴木委員 いずれにせよ、ところどころで網を張って頂けるのですね。

申請代理人 そうです。

議長 他にありませんか。特にないようなので、質疑を終了します。申請人及び申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

<申請人、申請代理人 退室>

議長 それでは、第3号議案 農地法第5条許可申請について採決を行います。許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

局長 挙手全員です。

議長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第5条許可申請につきましては、許可相当とすることに決定し、県に進達します。

議長 次に、専決処理報告に移ります。農地法第4条の届出についての整理番号1及び2について、一括して報告をお願いします。

局長 農地法第4条の届出についての整理番号1及び2について説明させていただきます。先ず13ページの整理番号1についてですが、届出人は、茨

城県つくば市在住者です。届出地は、中川の農地 3 筆で、登記地目は田、現況地目は雑種地、面積は合計で 1,239 m²、届出理由は、駐車場用地とのことです。備考ですが、平成 28 年 4 月 12 日付け、酒農委第 4 号の 1 で受理証明を出させていただいております。続きまして、農地法第 4 条の届出についての整理番号 2 について説明させていただきます。資料の 15 ページをご覧ください。届出人は、中川在住者です。届出地は、中川の農地で、登記地目は田、現況地目は雑種地、面積は 20 m²、届出理由は、駐車場用地とのことです。備考ですが、平成 28 年 4 月 18 日付け、酒農委第 4 号の 2 で受理証明を出させていただいております。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようでしたら、専決処理報告ですので、よろしくをお願いします。

議 長 次に、その他について、事務局から何かありましたらお願いします。

高橋主任主事 特にありません。

議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

局 長 21日の火曜日はいかがでしょう。

議 長 ただ今、21日の火曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょう。特にないようなので、来月の総会は、21日の火曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、専決処理報告、その他が終了しましたので、総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。